



## 介護サービスを上手に活用しましょう

【問合せ】介護保険課給付担当  
☎5608-6149

介護サービスには、常時介護が必要な「要介護」と認定された方を対象とした「介護給付サービス」と、要介護状態となるおそれのある「要支援」と認定された方を対象とした「予防給付サービス」があります。

「要介護」と認定された方は、自宅で生活しながら利用する訪問介護などの「居宅サービス」と、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して利用する「施設サービス」が受けられます。

「要支援」と認定された方は、「施設サービス」を除き、「要介護」と認定された方とほぼ同じ内容のサービスが受けられます。

サービスの内容の詳細は、お気軽にお問い合わせください。

### サービス費用の1割を利用者が負担します

介護サービスを利用した場合、原則として、そのサービスにかかった費用の1割は利用者の自己負担となります。

在宅でサービスを利用する場合は、要介護状態区分別に利用限度額（右の表1）があり、この額を超えた分のサービス利用料は、全額自己負担となります。

### 利用者負担額の軽減制度があります

#### ■介護保険施設の入所費用の減額

世帯員全員が住民税非課税の場合は、区へ申請すると介護保険施設に入所する方の食事代や部屋代が減額されます。

#### ■介護サービス利用料の減額

世帯員全員が住民税非課税で、世帯全体の年間収入額および預貯金額が基準（右の表2）以下の方は、区へ申請すると軽減制度を実施している事業者が行うサービスの利用料等が減額されます。

ただし、介護保険料を滞納している方等は対象になりません。

#### 福祉用具購入費等を支給します

##### ■福祉用具購入費の支給

要介護（要支援）と認定された方が、介護保険の指定を受けた「特定福祉用具販売事業者」から福祉用具を購入した場合は、区へ申請すると購入費の9割が支給されます。

【支給額】年間10万円を上限に、支払った費用の9割（支給限度額9万円）**【対象となる福祉用具】**腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

##### ■住宅改修費の支給

要介護（要支援）認定を受けた方が住宅改修をする場合は、工事前に区へ申請すると改修費の9割が支給されます。

【支給額】1人につき20万円を上限に、支払った費用の9割（支給限度額18万円）**【対象となる住宅改修】**手すりの取付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替え

#### ■要介護状態区分別の利用限度額（表1）

要介護状態区分	在宅サービス限度額の目安（1か月間）
要支援1	5万4800円
要支援2	11万4600円
要介護1	18万2700円
要介護2	21万4700円
要介護3	29万4800円
要介護4	33万7200円
要介護5	39万4800円

①在宅サービス限度額は、利用するサービスの種類によって異なります。

#### ■年間収入額および預貯金額の基準（表2）

世帯人数	年間収入額	預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

②以下、世帯人数が1人増えるごとに、年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算します。



## いつまでもいきいきと暮らすために 介護予防事業にご参加ください

【問合せ】高齢者福祉課相談係  
☎5608-6178

区では、区内在住で65歳以上の方を対象に、様々な運動教室や講演会などを行っています。11月以降は、下表のとおり開

催を予定していますので、ぜひ、ご参加ください。

なお、各教室・講演会の詳しい内容や申

込方法については、墨田区のお知らせ「すみだ」などで、随時ご案内します。

### ■11月～平成26年3月実施予定の介護予防事業（区内在住で65歳以上の方が対象）

事業名	とき	ところ	内容
歩いてスッキリ運動教室（全8回）	11月1日～12月20日の毎週金曜日	立花一丁目団地第一集会所（立花1-26-2）ほか	公園内を歩きながら行う筋力向上の運動
高齢者パワートレーニング教室（各全8回）	11月5日～12月24日の毎週火曜日	業平三丁目集会所（業平3-2-5）	転倒や閉じこもり予防のための、自宅でもできる、器具を使わない簡単な筋力トレーニング
	26年2月4日～3月25日の原則火曜日 *日程の詳細は問合せ先へ	曳舟集会所（東向島2-17-14）	
からだ元気アップ教室（全8回）	12月11日～26年3月26日の第2・第4水曜日	区総合体育館（錦糸4-15-1）	転倒を予防するための下肢筋力向上を中心とした運動と体操
うんどう習慣日	毎月第3水曜日	若宮公園（本所2-2-19）、本所地域プラザ（本所1-13-4）	公園内の「うんどう遊具」を使用した、「立つ」、「歩く」などの運動
東あずま公園集会所健康体操	毎月第2・第4金曜日	東あずま公園集会所（立花2-32-12）	体の柔軟性を高めるストレッチ運動を主とした体操
長寿のための健康づくり体操	各会場毎月2回	区内の地域集会所など12会場	専門の介護予防指導員が行う体操指導
腰痛予防講演会（全2回）	11月13日（水）・20日（水）	すみだ女性センター（押上2-12-7-111）	腰痛（膝痛）の原因・対策についての講義と、自宅で簡単にできる腰痛予防体操
フットケア講演会	26年1月20日（月）	区役所会議室121（12階）	転倒や骨折を予防するための、足や足の爪のケアの方法についての講義
こくろく 口腔ケア講演会	26年2月18日（火）	区役所会議室121（12階）	お口の元気度チェック、お口のケアの方法の講義、お口のトレーニング
	26年2月20日（木）	曳舟文化センター（京島1-38-11）	
	26年2月25日（火）	みどりコミュニティセンター（緑3-7-3）	